

○厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき指定をした、次の優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十九年四月二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 山本 公一

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 官報整理番号
に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

123 （1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル）ジホスホン酸 (2)-2936

210 ナトリウム＝（アルキル（C＝12、分枝型）フェノキシ）ベンゼン (9)-1958

スルホナート（又はナトリウム＝（アルキル（C＝12、分枝型））
（フェノキシ）ベンゼンスルホナート）